

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第162号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月30日（金） 15時23分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市若松区妙見埼北北東沖 妙見埼灯台から真方位014° 1, 950m付近（概位 北緯33° 57.2′ 東経130° 41.3′）	
事故等調査の経過	平成21年11月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 第八近雄丸、699トン 133403、横田海運株式会社 B モーターボート 美幸丸、5トン未満（長さ7.86m） 290-34079福岡、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、三級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 船首部槍出しを脱落	
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、約12.5ノットの対地速力で自動操舵により東進中、B船は、船長B1人が乗船し、船首を南に向けて、釣りをしながら漂泊中、平成21年10月30日15時23分ごろ、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波 ほとんどなし、潮流 ほとんどなし	
その他の事項	船長Aは、天気が良かったので、レーダーを使用していなかった。また、双眼鏡を使用した見張りを行っていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、妙見埼北北東沖を東進中、船長Aが、前方の適切な見張りを行わなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かなかった可能性があると考えられる。 B船は、パラシュート型アンカーを使用して漂泊中、船長Bが、衝突を避けるため、パラシュート型アンカーを揚収し、後進した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、妙見埼北北東沖において、A船が東進中、B船が漂泊中、A船が前方の適切な見張りを行わなかったため、前路のB船に気付かず航行し、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	